

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社Y（以下「事業場」という。）に雇用され、窓口業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、業務中にめまい、吐き気、冷や汗等の症状が現れ、意識を失い倒れた（以下「本件事故」という。）が、意識が戻った際、右半身に脱力感があった。その後、自宅において横になっていたが、症状が改善しないため、B病院に救急搬送され「脱水熱中症、脳虚血発作」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、事業場内で作業中に熱中症にり患し、脱水症状となり一過性脳虚血発作（以下「T I A」という。）を発症したのであるから、本件疾病の業務起因性は明らかであると主張するので、本件疾病が、業務上の疾病の範囲を定める労働基準法施行規則第35条に基づく別表（以下「労基則別表」という。）第1の2の第2号の8の「暑熱な場所における熱中症」に該当するか否かについて、以下に検討する。

(1) 請求人の熱中症とT I Aとの関係について検討する。

ア C医師は、その意見書において、「頭部MR I 検査では、急性期梗塞所見を認めず、脱水による脳虚血発作が疑われた」「右上肢の麻痺を認めた」とし、T I Aと熱中症との関係については、「脱水熱中症のために、血栓形成され、脳虚血発作を起こしたと考えられる」と述べていることが認められる。

イ 請求人が倒れた当時の状況から、請求人の症状は熱中症の熱失神に該当するものと認められるが、その際の脱水状態は不明である。ちなみに、請求人が、倒れた時点から約5時間後の午後3時24分にB病院に救急搬送された時点での検査結果における血圧、赤血球数及びクレアチニンの数値を前年の定期健康診断時の数値と比較すると、その差異はわずかであり、強度の脱水症は考えにくい。

ウ また、医証その他の資料によれば、請求人にはT I Aを引き起こすような具体的な基礎疾患の存在は確認できない。

エ しかしながら、発症状況から見ると、E医師の推測のごとく、熱中症・脱水症から微細な血栓を生じて、T I Aを発症したものと考えざるを得ない。

(2) 請求人が本件疾病にり患していた当時作業していた環境が、労基則別表第1

の2の第2号の8に定める「暑熱な場所」に該当するかについて検討する。

ア 上記の「暑熱な場所」とは、一般的に体温調節機能が阻害されるような温度の高い場所で、夏季の屋外労働、炉前作業等が考えられるところである。

イ 請求人が意識を失い倒れたとされる作業場の当時の室温については、記録がないが、同僚の面談録取書によれば、28℃程度であったと推定される。また、気象庁が発表した本件事故当日のD市の気象状況によると、「午前10時には気温24.4℃、北の風毎秒2.1メートル、日照なし、午前10時20分には気温25.1℃、北の風毎秒1.9メートル、日照なし」とされており、室内であるということを考慮しても、上記28℃との推定は事実に近いものと考えられ、体温調節機能が阻害されるような温度の高い場所とはいえ、請求人の作業場は、労基則別表第1の2の第二号の8のいわゆる「暑熱な場所」には該当しないと判断する。これを換言すれば、個体要因や服装、飲料の摂取等の条件によっては、暑熱環境でなくとも熱中症は起こりうるが、請求人の作業場においては、多くの労働者が熱中症を発症するほどの暑熱環境ではなかったということを意味している。ちなみに、提出された資料からは、過去に同事業場において熱中症を発症した労働者が存在したとの記録は見いだすことができない。

(3) 請求人の作業していた場所は、上記のとおり、労基則別表のいわゆる「暑熱な場所」には該当せず、請求人の作業態様も郵便物、受付業務などの軽作業であること、労働時間も1日4時間の短時間であること、服装も、ブラウスにベスト、スカートであって、特に通気性が悪いものとは考えられないことが認められる。

それにもかかわらず、請求人が作業中に熱中症にかかり、脱水症となり、微細な血栓が生じ、TIAを発症した事実は、その原因として何らかの個人的要因が影響した結果と考えざるを得ず、したがって、当審査会としても、監督署長が本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないとしたことは妥当であると判断する。

(4) なお、請求人は、職場における熱中症の予防について（平成21年6月19日付け基発第0619001号）に基づくことなく、本件の業務上外を判断し、審査官による決定がなされたとしてこれを不当と主張する。しかしながら、同通達は職場における労働衛生管理の指針を示したものであり、熱中症の業務起因性を判断する際には直接の関係がないものである。さらに、請求人は、事業

場の労働衛生管理の不十分さを批判するが、当審査会は、事業場の労働衛生管理の是非を判断するものではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。